

授業コード	JP12850010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	民法理論の展開Ⅱ		
英語科目授業名	Advanced Seminar on Civil Law 2		
科目ナンバー	JAEPR9917	必修・選択	自由選択
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	杉本 好央		
科目の主題	本講義では、民法等の規定によって基礎付けられる「請求権」を中軸に据えて、法律の解釈及び適用を例解的に実践する。対象となる分野は、財産法全体である。 なお、本講義は、平成29年改正後の民法に基づいて行われる。		
授業の到達目標	本講義によって目指されるのは、第一に、問題解決に適した請求権基礎を民法その他の法律中から見つけ出す方法を会得すること、第二に、3年次前期までに修得した知識を請求権基礎の探求の中で確認すること、である。		
授業内容・ 授業計画①	(1) 請求権の基礎と構造 (2) 契約の成立と無効・取消・効果不帰属 (その1) (3) 契約の成立と無効・取消・効果不帰属 (その2) (4) 契約の成立と無効・取消・効果不帰属 (その3) (5) 契約の履行 (その1) (6) 契約の履行 (その2) (7) 契約の履行 (その3) (8) 契約の履行 (その4) (9) 契約の履行 (その5) (10) 契約の不履行 (その1) (11) 契約の不履行 (その2) (12) 所有者及び占有者の法関係 (その1) (13) 所有者及び占有者の法関係 (その2) (14) 所有者及び占有者の法関係 (その3) (15) 期末試験		
事前・事後学習 の内容	<事前学習> 指定された問題に関する基本文献を読んでおく必要がある。 <事後学習> 講義で扱った知識およびそれに関連する問題を教科書又は判例集を用いて確認する必要がある。		
評価方法	絶対評価 期末試験 80%、平常点 (小テスト又はレポート) 20%		
受講生へのコメント	積極的な参加を求める。		
教材	必要に応じて示す。		